



くらしの中に

総務省

# 令和6年度補正予算に係る 地域力創造グループ施策説明会

令和6年12月  
総務省 地域力創造グループ

## 1. 地域経済の好循環による付加価値の創造

① ローカル10,000プロジェクト等の推進 21.1

---

## 2. 地方への人の流れの創出・拡大

② 地域おこし協力隊の強化 1.5

---

③ 地域活性化起業人のマッチング支援 1.0

---

④ 大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト 2.8

---

## 3. 地域の暮らしを守る

⑤ 人口減少地域における買物サービス確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査連携事業 0.5

---

## 4. 自治体DXの推進

⑥ 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト 2.0

---

合計 28.9

# ローカル10,000プロジェクト等の推進

地域政策課

# ローカル10,000プロジェクト等

令和6年度補正予算額(案)：地域経済循環創造事業交付金等 2,110百万円  
(令和6年度当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 600百万円の内数)

- 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。
- **新たに「女性・若者活躍」に関する事業を重点支援。**

## 事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域密着型(地域資源の活用)
- ・地域課題への対応(公共的な課題の解決)
- ・地域金融機関等による融資等
- ・新規性(新規事業)
- ・モデル性

対象経費は、  
・施設整備費  
・機械装置費  
・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・「デジタル技術」国費3/4
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4
- ・「女性・若者活躍」国費3/4【新規】

公費による交付額 ※

国費

地方費

地域金融機関による融資等  
(原則、無担保融資)

・公費による交付額以上

自己  
資金等

※ 上限2,500万円。

融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

## 事例

### 岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業



### 山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市 織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト



### 長野県佐久市

循環型醸造事業 ~Ferment Base~



### 島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業



### 徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業



### 鹿児島県長島町

ふりと茶どころ 鹿児島活性化事業



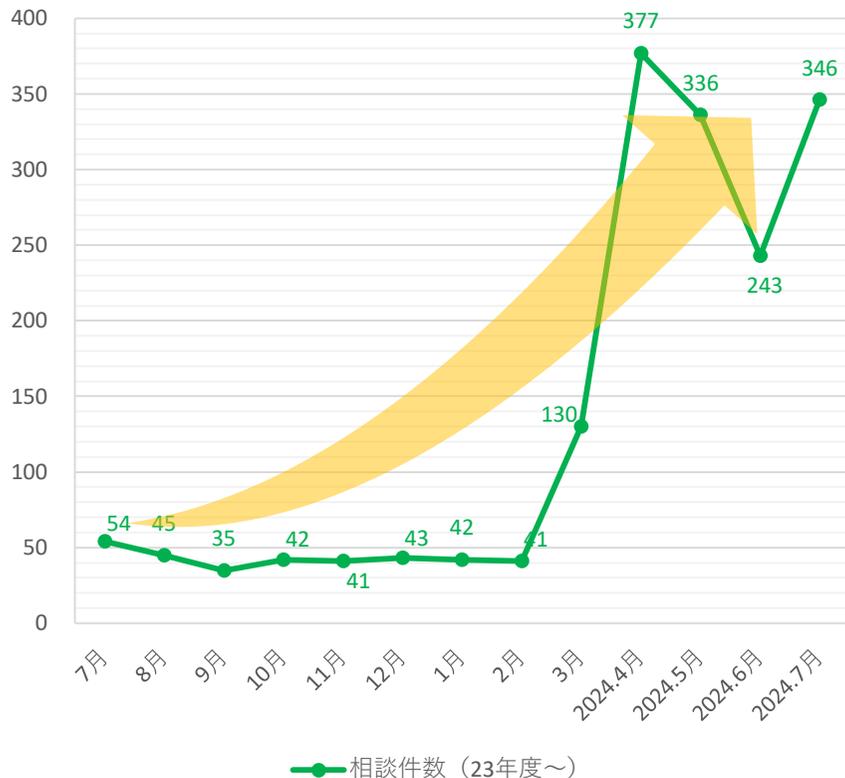
## ネットワークづくりの推進

ローカルスタートアップ等のための地域のネットワークづくりを推進するため、中間支援組織と自治体とのマッチングセミナー等を開催

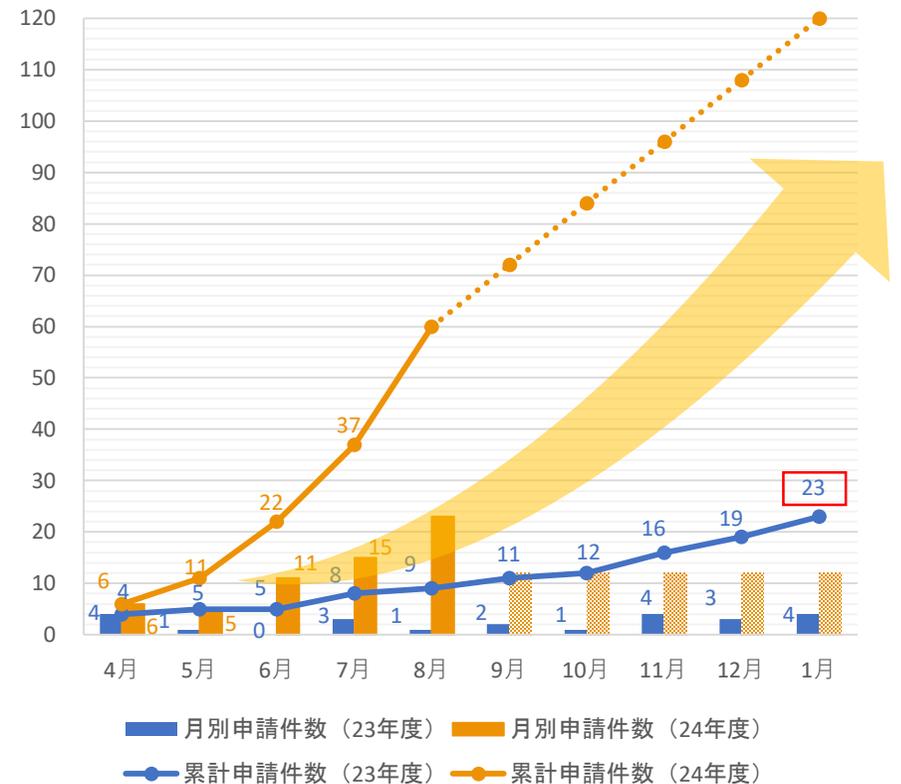
# ローカル10,000プロジェクトの予算額の増額について

- スタートアップ育成5か年計画の取組等による新規事業創出への経営者のマインド改善や物価高騰の影響でプロジェクトによる支援ニーズは高まっている
- このような中、**自治体・金融機関向けの広報からエンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで大幅に案件の掘り起こしが実現**
- 相談・申請件数は大幅に増加し、**8月申請時点で令和6年度当初予算分及び令和5年度予算繰越分は執行の見通し**
- **相談・申請件数を踏まえ、地域課題の解決につながる新規事業の事業化を加速させるため、予算額を増額**

月次相談件数 年度間比較



月次申請件数数 年度間比較



## ローカル10,000における女性活躍・若者活躍の事例

事業者：有限会社A・S・S  
(代表取締役：坂上直寛氏)

市町村：鹿児島県出水市

公費による交付額：14,000千円

融資額：14,000千円

事業概要：

子育て中の女性向けのWEBライティングの  
スキルアップと業務斡旋

(R4採択)

新規雇用人数：13名 (R6.3月時点)



人口流出や子育て世代の就労問題等の解決や魅力的な仕事と女性活躍に向けた環境を創出するため、地域商店街中心に位置する金融機関の店舗跡を活用して、コワーキングスペースとともに事業所内保育施設を整備。

テレワークでWEBライティングの仕事に従事しスキルアップを行うなど、育児中でも仕事をしながら無理のない働き方と、多様な保育サービスを提供することで人口流出の抑制に繋げるとともに、商店街関係者と様々連携することで商店街の活性化・賑わいの創出も図る。

事業者：インストラクション株式会社  
(代表取締役：加藤武氏)

市町村：新潟県長岡市

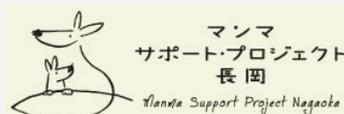
公費による交付額：10,000千円

融資額：11,000千円

事業概要：

企業向けの仕事と育児の両立コンサルティング、  
地場産品を活用した食物アレルギー児向けの対応食品の販売 (H27採択)

新規雇用人数：7名 (R6.3月時点)



待機児童問題の解決と未満児を持つ働く女性や働きたい女性の雇用の場を創出するため、「プレスクール事業」と「チューボー事業」を実施。

プレスクール事業では育児と仕事を両立させるためのコンサルティングを行い、チューボー事業では地元食材を活用しつつも食物アレルギー品目を使用しないアレルギー対応食に特化した地産地消惣菜店を整備することで、育児と仕事の両立サポートや企業内保育所設置の経済負担の軽減、雇用の創出を図る。

事業者：株式会社ベリーネ  
(代表取締役社長：先野徹史氏)

市町村：島根県浜田市

公費による交付額：7,000千円

融資額：7,000千円

事業概要：Iターン出身者の洋菓子職人を受け入れ、  
カフェ内を改装して洋菓子部門を開設  
(R4採択)

新規雇用人数：2名 (R6.3月時点)



ベリーネの業績向上と地元地域の貢献につなげるため、カフェ内の遊休区画を改装して洋菓子部門を開設。

独立志向のパティシエ(洋菓子職人)を過疎地域で受け入れて開業をサポートするとともに、ベリーネの農産物を活用して6次産業化に取り組むことで、高付加価値化を図っている。カフェと洋菓子部門との相乗効果を期待し、お客様に満足していただける観光農園として地域活性化に貢献している。

# ローカル10,000プロジェクトR6補正予算事業の制度改正点について

項目	内容
①重点支援項目に「地域の女性や若者の活躍に関連する事業」を追加	<p>【重点支援項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業：国費3/4</li> <li>・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業：国費3/4</li> <li>・<b>地域の女性や若者の活躍に関連する事業：国費3/4（新規）</b></li> </ul> <p>○「地域の女性や若者の活躍に関連する事業」を新たに重点支援項目として追加。</p> <p>【想定される事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の女性をターゲットとしたデジタル人材としてのスキルアップと就労斡旋を行う事業</li> <li>・企業向けの仕事と育児の両立コンサルティング事業</li> <li>・起業志向の若者を受け入れて創業をサポートする事業</li> <li>・若者の交流拠点の運営、若者のニーズを踏まえたサービスの提供を行う事業</li> </ul>
②実施期間を最大2年まで拡大	<p>○交付金事業の実施期間はこれまで1年（単年度）としていたところ、実施期間を交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年まで拡大。</p> <p>※ただし、交付決定は単年度ごとに行う。</p>
③「やむを得ない事情」について事前着手可能	<p>○「やむを得ない事情」により交付決定前に事業着手（工事発注など）が必要な場合は、交付決定前着手届を提出することで交付決定前の事業着手を可能とする。</p> <p>【やむを得ない事情として想定される事由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修対象の建物について競合他者がいるため、交付決定前に早期に購入しなければ事業が実施できなくなる場合</li> <li>・導入する機械装置等が海外からの輸入品で納品までに相当の期間を要するため、年度内に完了するためには交付決定前に発注する必要がある場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
④リースを活用する場合の弾力的運用	<p>○対象経費の一部をリース資機材で調達する場合、交付金事業者と地域のリース会社が共同申請を行い事業に取り組むときは、そのリース額を地域金融機関からの融資相当額とみなす。</p> <p>※ただし、地域金融機関等の融資等は必須（全額リースによる調達は不可）。</p>



# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例①：岐阜県山県市

## 【具体的内容①】

### 自治体名

- 岐阜県山県市

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：2,000千円（市予算額）
- 融資等：1,484千円
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費 など

### 審査の方法

- 山県市単独地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱に基づき設置した審査会で審査。

### 事業名

- 山県市北山地区の観光周遊促進プロジェクト

### 取組内容

- 過疎化・高齢化が進む市北部地域において、地元住民が提供する郷土料理が人気の農家レストランを移転し、周辺施設との連携、新たな情報発信拠点としての強化を目指す。

#### <自治体の声>

・単独事業は国庫補助事業と比較してモデル性の要件が省かれていること、融資額や交付額が小さい場合でも活用できることから、地域課題の解決や地域活性化に活用できる幅が広がると捉え、市単独の補助金要綱を策定した。

#### <事業者の声>

・市の廃校を活用した農家レストランが施設の老朽化により廃校での営業ができなくなり、新たな拠点で他の滞在拠点施設と連携した事業を計画し市に相談したところ、ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の案内があった。

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例② 北海道本別町

## 【具体的内容②】

### 自治体名

- 北海道本別町

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：12,000千円
- 融資等：12,000千円
- 初期投資内容：施設整備費

### 審査の方法

- 要綱の第6条で「町長が認める団体の審査」もしくは「商工会が確認」となっており、今回は関連するSDGs・脱炭素推進協議会（審査員は商工会、建設会社、大学などにより構成）で審査。

### 事業名

- 本別町地域経済循環創造事業

### 取組内容

- コワーキングスペースを整備し、地域内外企業・自治体と連携して、地域商品のブランディング、空き店舗のサブリース事業を行うことで、地域内の社会課題を経済的取組によって解決できる事業モデルを構築する。

#### <自治体の声>

・国の補助事業の活用が困難になったため、地方単独事業に移行することとした。町で要綱等のルールを定めることによりスピード感を持って進められていることがメリットであると感じている。

#### <事業者の声>

・今回立ち上げる会社の前に、コンサルティング事業で本別町役場や民間事業者と関わってきた。  
・本別町に訪れるたび、様々な人と交流するうちに町に思い入れを持つようになったのがきっかけである。  
・また、この制度の最大利点は町に認められる事業となることであると感じている。さらに制度上、金融機関の融資審査を通過している事業として認知を受けることがさらなる強みとなり、その点がメリットだと感じている。

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例③：群馬県南牧村

## 【具体的内容③】

### 自治体名

- 群馬県南牧村

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：15,000千円
- 融資等：18,000千円
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費

### 審査の方法

- 役場の複数の部署と複数の金融機関にお声がけし、協議を行った。正式な審査はこれからとなるが、村の商工会には創業支援にあたりアドバイスや意見書のような形で確認をいただく予定。

### 事業名

- 有害鳥獣処理加工支援事業

### 取組内容

- 有害鳥獣による農林産物被害の軽減を図るため、捕獲した有害鳥獣を地域資源として有効利用することを促進し、「南牧ジビエ」のブランド化を目指したジビエ商品の開発や販売等の事業を起業する事業者に対し、初期投資費用を支援する。

#### <自治体の声>

- ・南牧村では新規事業者からの相談を受け、村としても推進したい事業であったことから令和5年度より支援を検討していた。
- ・そのような中で群馬県よりローカル10,000プロジェクト（国庫補助）の活用についてご教授いただき、今年度中の事業開始に向けて具体的な協議を勧めていたところ、国の補助事業の活用が困難になったため代替えとなる支援施策を検討した結果、今回の地方単独事業の実施を行う事となった。
- ・国庫補助事業の補正対応及び次年度を待つことも考えたが、施設等の整備の期間も考えると事業の確実な実施が難しくなることや完全な新規事業者であったため実施予定者の生活を担保する観点からも早期な着手が望ましいと判断で地方単独事業を活用することとなった。
- ・村の負担は大幅に増加するが、国庫事業については採択されるかも不確定なのに対し、地方単独事業であれば国庫補助の要件に沿う形で実施することで特別交付税の対象とすることが可能であり、確実な実施の見込みが立てられることも要因となった。

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例①：岐阜県山県市

## 山県市単独地域経済循環創造事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、山県市単独地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山県市補助金等交付規則（平成15年山県市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する民間事業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

- （1） 市内に事業所を有し、又は設けようとする民間事業者等であること。
- （2） 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- （3） 市税を滞納していないこと。
- （4） 山県市暴力団排除条例（平成24年山県市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者又は暴力団等と密接な関係を有していないこと。

（事業内容）

第3条 次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために補助対象者が、初期投資を行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付する。

- （1） 地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- （2） 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- （3） 補助対象者にとってこれまでの取組とは異なる新たな事業であること。
- （4） 補助対象経費のうち、補助金及び自己資金を除いた額（以下「融資額等」という。）については、次のいずれかの方法で資金調達をすること。

- ア 地域金融機関等による融資
- イ 地域活性化ファンドによる出資
- ウ 民間クラウドファンディングによる寄附

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象者が第8条に規定する交付決定の日以降から第

（審査会）

第7条 市長は、補助事業の審査に当たって、審査会を設置する。

- 2 審査会は、必要に応じて申請した団体に説明を求めることができる。
- 3 前項に係る内容については、非公開とする。
- 4 審査会は、補助事業を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 5 第1項に規定する審査会の設置について必要な事項は、市長が別に定める。

審査等

①地域密着型  
（地域資源の活用）

②地域課題への対応  
（公共的な課題の解決）

④新規性（新規事業）

③融資等

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例②：北海道本別町

## 本別町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

本別町告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、本別町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び団体等に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和61年本別町規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に会社を登記する新規性の高い地域課題への対応を行う民間事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、施設整備・改修費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費、調査研究費、事業構築費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金額は、交付対象経費から融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を除いた額を対象に、1事業あたり次に掲げる額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

- (1) 融資額等が補助金額と同額以上の額の場合 1,500万円
- (2) 融資額等が補助金額の0.5倍以上同額未満の額の場合 800万円
- (3) 融資額等が補助金額の0.5倍未満の額の場合 200万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、本別町地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を町長が認める団体の審査もしくは本別町商工会が確認し、補助金の交付を認めたときは、本別町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

審査等

①地域密着型  
(地域資源の活用)

②地域課題への対応  
(公共的な課題の解決)

④新規性（新規事業）

③融資等

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例③：群馬県南牧村

## 南牧村創業等促進事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、南牧村でローカル10,000プロジェクト事業又は当該事業に準ずる村の単独事業を活用し創業等をしようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、南牧村補助金等に関する規則（昭和53年南牧村規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第28項第1号及び第2号に規定する行為をいう。
- (2) 第二創業 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一年度内に先代から事業（会社を含む。）を引き継いだ者又は引き継ぐ予定の者が、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。
- (3) 創業等 創業又は第二創業をいう。
- (4) 会社創業等 産業競争力強化法第2条第28項第2号に規定する創業又は会社を引き継ぐ第二創業をいう。
- (5) 事業所 個人事業者にあつては事業の用に供する事務所等、会社にあつては商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所をいう。
- (6) 地域資源 本村の特産物として相当程度認識されている農林水産物及び鉱工業製品並びにこれらの生産に係る技術並びに文化財、自然の風景地その他観光資源をいう。
- (7) 地域の強み 本村における産業特性、地理的特性、人材・教育、地域の協力体制などをいう。
- (8) 創業支援等事業者 産業競争力強化法第127条第1項の規定により本村が作成する創業支援等事業計画において、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催等を実施する者とされている者をいう。

### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」と

いう。）は、次の各号の要件を満たす事業とする。

- (1) 継続性が十分見込める事業であること。
  - (2) 本村の地域資源や地域の強みを活かした事業であること。
  - (3) 本村の地域課題の解決に繋がる事業であること。
  - (4) 地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング等の資金を活用する事業であること。
  - (5) 本村において新規性のある事業であること。
  - (6) 雇用を創出する事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 公序良俗に反する事業
  - (2) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）
  - (3) 他の者が行っていた事業を単に継承して行う事業
  - (4) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に規定する住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業
  - (5) 事業の開始及び継続に対し、本村において他に補助金等の支援制度がある事業
  - (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が適切でない判断する事業

### （補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月末日までに本村を事業所の所在地として創業等をする者で、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とし、補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

- (1) 本村に住所を有する者であること。
- (2) 会社創業等の場合にあつては、当該会社の代表取締役若しくは代表社員又はこれらに就く予定の者であること。
- (3) 創業の経験がなく、又は申請時点で他の事業の経営をしていないこと。
- (4) 第7条第1号の事業計画書の作成に当たり、創業支援等事業者の指導及び確認を受けていること。

①地域密着型  
（地域資源の活用）

②地域課題への対応  
（公共的な課題の解決）

③融資等

④新規性（新規事業）

審査等

# (参考) ローカル10,000プロジェクト (地方単独事業Q&A)

質問	回答
事業の必須要件は何か。	ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる市町村の地方単独事業が対象となり、以下の4つが必須要件です。 ①地域密着型(地域資源の活用) ②地域課題への対応(公共的な課題の解決につながる事業であること) ③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディングによる資金の活用 ④新規性(新規事業であること)
対象経費は何か。	ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)と同様の施設整備費、機械装置費、備品費、地域の大学と連携する場合の調査研究費に加え、以下の経費(ただし、上限は1事業あたり合計200万円。)も対象となります。
	<p>&lt;事業の立ち上げ段階&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用する地域資源の商品化可能性調査に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・地域内外での需要動向調査に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーション経費に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・実施計画書の作成に係る経費(旅費、郵送費、会議費、委託費、印刷費)</li> <li>・実施する事業の広告宣伝及び商品開発に係る経費(広告宣伝費、調査費、委託費)</li> </ul> <p>&lt;事業立ち上げ後のフォローアップ段階に係る経費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業立ち上げ後に実施する事業の分析や再構築等、フォローアップに係る経費(旅費、謝金、会議費、調査費、委託費)</li> </ul>
対象事業費について下限額はあるか。	下限額はありません。
審査はどのように行われるのか。	市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められるものとなります。
ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)との違いは何か。	先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問いません。また、公費に対して融資等の額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、ソフト経費(広告宣伝費、商品開発費)が中心となる場合も活用可能です。
市町村で新たに要綱を作る必要があるか。	特別交付税措置の対象となるには、市町村における要綱に4つの要件が読み取れるように明記してもらう必要があります。新しく要綱を作るほか、既存の要綱を活用して4つの要件が読み取れるように明記してもらうことも構いません。

# 地域おこし協力隊の強化

地域自立応援課

# 地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○ **実施主体**：地方公共団体

○ **活動期間**：概ね1年以上3年以下

○ **地方財政措置**：＜特別交付税措置：R6＞

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
- ・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)**
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、**地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組(200万円／団体を上限)**や、**外国人の隊員に必要なサポートに要する経費(100万円／団体を上限)**について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	<b>7,200人</b>
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	<b>1,164団体</b>

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの(いずれも特別交付税算定ベース)。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

**隊員の約4割は女性**

**隊員の約7割が  
20歳代と30歳代**

・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、  
・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%**  
**が同じ地域に定住**※R5.3末調査時点

# 地域おこし協力隊の推進に要する経費

令和6年度補正予算額（案）：145百万円

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

## 制度周知・隊員募集

### ■ 戦略的な広報の取組強化

**拡充** インターネット広告やホームページ、SNS等による**制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化**し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

### ■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

**拡充** 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の更なる**拡充**を行い、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

### ■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



## 隊員活動期間中

### ■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げる会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

### ■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

### ■ 各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



### ■ 起業・事業化研修等の実施

- ・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

## 任期後

### 起業・定住

地域への  
人材還流を  
促進！

## 地域おこし協力隊活動事例

### 愛知県東栄町 大岡 千紘

隊員経験者 活動時期:H25.4~H28.3

#### 【協力隊に応募したきっかけ】

大学時代に過疎地域を盛り上げるプロジェクトに参加したことをきっかけに、卒業後、地域おこし協力隊として愛知県東栄町へ。

#### 【活動内容】

任期中は手作りコスメ体験事業「naori」の立ち上げや「東栄町まちづくり協会」の設立を行う。任期後は化粧品開発に取り組むため「株式会社もと」を設立。化粧品ブランド「moto」を立ち上げるなど、事業を拡大している。



### 静岡県東伊豆町 荒武 優希

隊員経験者 活動時期:R28.4~H31.3

#### 【協力隊に応募したきっかけ】

大学院生時代に空き家対策に関わったことをきっかけに地域おこし協力隊として東伊豆町へ。

#### 【活動内容】

任期中から空き家対策で活動し、任期後はリノベーションに取り組む会社so-anを起業。空き家だった民家をリノベーションして宿泊施設を2020年にオープンし、その後もクラウドファンディングでの資金調達など駆使しながら、4号店までオープンするなど事業を拡大中。



### 山口県山陽小野田市 林 茂夫

現役隊員 活動時期:R5.6~

#### 【協力隊に応募したきっかけ】

半導体、情報通信、ミャンマーの国営放送番組の立ち上げ、司会など様々な分野の起業と経営に携わった後、地元に戻ることを検討していたところ、市の隊員募集を見つけた。

#### 【活動内容】

農作業や農産物直売所「ゆめ市場」の手伝い、地域の農産物を活用した6次産品開発を行うほか、地域の新聞「川上通信」の発行やSNSでの情報発信も行う。



### 兵庫県朝来市 レハン・ネル

現役隊員 活動時期:R2.8~R7.3.31

#### 【協力隊に応募したきっかけ】

札幌市でALTとして勤務したのち、姫路市のALTであった双子の兄とともに地域おこし協力隊として朝来市へ。

#### 【活動内容】

朝来市が改修した鉾山住宅を利用し、ゲストハウスを運営。五右衛門風呂などのレトロな暮らしを体験でき、予約サイトにおいて県内で最も高い評価を得るゲストハウスのひとつとなっている。また、写真撮影の腕を活かして制作したPR動画も注目を集めた。任期終了後も朝来市で暮らすことを希望している。



# 地域おこし協力隊アドバイザー活用のヒント

協力隊の受入れが初めて、応募者数が少ないといった悩みを抱える自治体に対して、制度設計から募集・採用まで集中的に支援！地域おこし協力隊に関する幅広い課題に最適なソリューションを提案します！

## 制度設計・企画

- ✓ 協力隊を導入したいけれど何から始めていいかわからない
- ✓ 協力隊に何をやってもらったらいいかわからない
- ✓ 役所の中で制度への理解が進んでいない

## 募集・採用

- ✓ 募集をしているけどなかなか応募がない
- ✓ 条件に合致する人が来てくれるか不安
- ✓ 内定を出したけれど住居が確保できない

## 活動支援

- ✓ 隊員の活動を支援するために必要なマンパワーがない
- ✓ 隊員にやってほしいことと本人のやりたいことがうまくマッチしていない
- ✓ 隊員と受入れ団体がうまくいってない

## 任期後に向けた支援

- ✓ 隊員に起業意欲があるが、どう支援したらいいかわからない
- ✓ 隊員の任期終了後のキャリアが見通せない
- ✓ 隊員の定住率がなかなか上がらない

## 経験豊富なアドバイザーが担当者の悩みを解決！

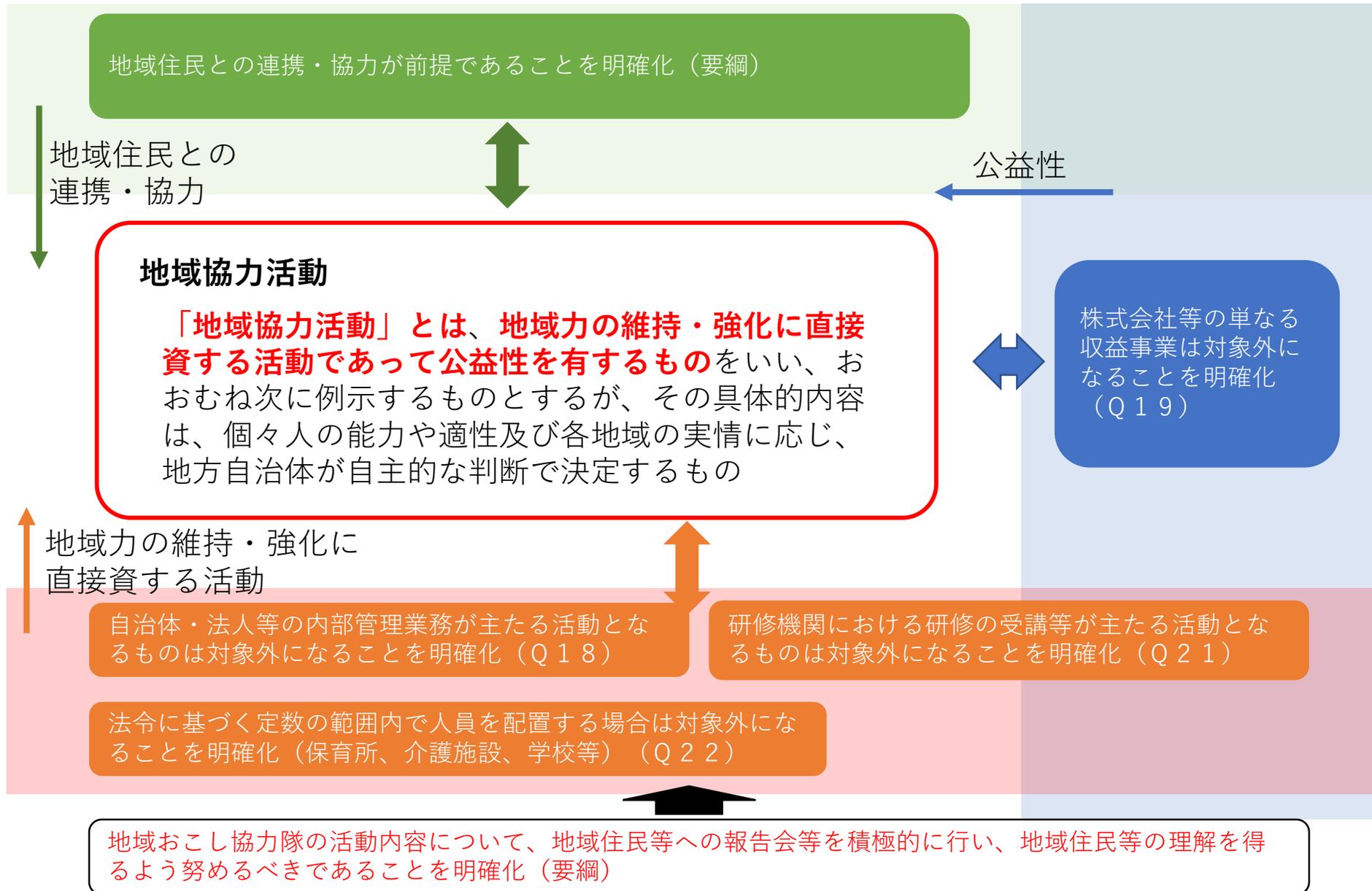
- 成果を出す協力隊の企画の仕方
- 導入に向けたプロセス設計の仕方
- 全庁的な受入れ体制作りのポイント

- 魅力的な募集要項の作り方
- 募集情報の発信の仕方
- おためし・インターンの活用の仕方
- 隊員向け住居確保のコツ

- リソースに応じた受入れ体制の作り方
- 隊員のサポート体制の作り方
- 関係者間のコミュニケーションを円滑にするための工夫
- 都道府県ネットワークの推進方法

- 起業支援のノウハウ
- 隊員のキャリア形成への関わり方
- 定住に向けた活動計画の作り方
- 定住率を上げるためのポイント

# 地域おこし協力隊推進要綱の改正イメージ（令和6年10月10日改正）



# 地域活性化起業人のマッチング支援

地域自立応援課

# 地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）

② 副業型（R6～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく**副業の方式（副業型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、**  
**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員個人）の社会貢献、新しい地域との関係構築**などのメリットがある

## 地方公共団体

(対象：1,432市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

企業派遣型  
地域活性化起業人の推移



## 協定締結

- 任期  
6か月～3年
- 活動例  
・観光振興  
・自治体・地域社会DX  
・地域製品の開発 等

社員個人

## 民間企業

(三大都市圏に所在する企業等)

### 【① 企業派遣型】

- 要件  
・自治体と**企業**が協定を締結  
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- 特別交付税  
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）  
② 受入れの期間中に要する経費（**上限560万円/人**）  
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

### 【② 副業型】

- 要件  
・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）  
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**  
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税  
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）  
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）  
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

# 企業派遣型 地域活性化起業人 活用事例（令和5年度）

## 北海道 小清水町 × 株式会社ルネサンス（地域経済活性化）

### 【取組内容・成果】

（派遣日：令和3年4月～）

#### ① コミュニティ再生をめざす賑わいのある空間を監修

- R5年5月に供用開始した防災拠点型複合庁舎「賑わいのある空間」内に、ジム・スタジオ・カフェ・ランドリー・ボルダリングが併設され、各部門の監修を支援し、関係民間会社10社以上の連携をサポート。



#### ② 住民の健康をサポート

- 町民の健康推進施策として、スポーツ庁の事業を始め、介護予防運動教室や町職員健康推進施策など、「健康」を切り口にした取組を行い、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の健康推進施策を展開。



## 広島県 東広島市 × 株式会社ABC Cooking Studio（地域産品の開発等）

### 【取組内容・成果】

（派遣日：令和5年10月～）

#### ① 特産品を活用した商品開発

- 特産品である米を活用したテイクアウトメニューとして、米粉ドーナツを道の駅スタッフと共に開発・販売するなど、特産品を活用したメニューやレシピを多数考案。



#### ② 米粉のピザ ワークショップ

- 道の駅「湖畔の里 福富」にある調理実習室を活用し、オリジナルの米粉ピザを作るワークショップを月2回程度実施。
- 道の駅で購入可能な野菜や特産品を使用した様々なレシピを基に、ワークショップを展開している。



## 島根県 隠岐の島町 × 株式会社JTB（観光振興等）

### 【取組内容・成果】

（派遣日：令和4年7月～）

#### ① ジオパーク周遊コンテンツの開発

- ユネスコ世界ジオパークの認定10周年を記念し、隠岐諸島の4島を巡る周遊コンテンツを開発。ジオパークの魅力を1つのストーリーで結び付け、ゲーム感覚で楽しみながら学べるコンテンツとして謎解き宝探しを設置し、4島の滞在時間の拡大や消費単価の拡大を図った。



#### ② 「JTB×隠岐CM」の放映（魅力発信）

- 女優を活用したJTBのCMを隠岐で撮影し、6か月間放映。起業人自身も取材を受け、起業人としての取組内容、想いなどを動画にまとめ、JTB公式YouTubeで公開。その他、JTBの隠岐パンフレットを作成し、販売チャネルの拡大を実施。



## 福岡県 大川市 × 合同会社DMM.com（自治体DX等）

### 【取組内容・成果】

（派遣日：令和5年4月～）

#### ① LINEデジタル総合窓口

- 従来は来庁の必要があった証明書の申請や行政手続を、LINEで申請から決済まで完結するサービスを開発導入。
- 令和6年2月に開始した「出産子育て応援給付金申請」では開始2か月で250件以上、全体の96%をオンライン化することに成功。



#### ② 市民向けのデジタル体験会

- 子育てや介護などにより、時間的制約のある女性や、就職先・職種の少なさから市外に流出しがちだった学生を対象に、Webデザインなどのデジタルスキルを身に付けることで新たな働き方を実現するための研修・体験会を開催。



- 官民連携により、企業の即戦力人材の地方への流れを創出・拡大するため、自治体、企業の双方が、地域活性化起業人制度を有効かつ円滑に活用できるよう、**地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォームを構築**し、かつ、**マッチングセミナーを開催**することで更なる制度の活用を推進する。

## マッチング支援のプラットフォームの構築等による、制度の更なる推進

- R5年度補正予算で、**三大都市圏の企業約5万5千社**に対して周知広報を含めた調査を実施したところ、**約1万3,000社**から返信があり、そのうち、**約3,000社**が**制度に関心がある**と回答している。
- 一方で、制度を活用したい自治体・企業において、**どのようにアプローチを行えば良いかわからない**といった声もある。
- 調査結果を利用し、こうした課題を解消したうえで、**自治体、企業の双方が、制度を有効かつ円滑に活用**できるようにするため、地域活性化起業人の**マッチング支援のプラットフォームを構築**するとともに、より効果的に自治体と企業のマッチングを進めるため、**マッチングセミナーを開催**する。



# 地域活性化起業人制度オンラインマッチングイベントを2日間 開催予定！！

令和7年1月17日（金） 15:00～17:00

21日（火） 15:00～17:00

※両日オンライン開催

## 第1部 Zoomオンラインセミナー（15:00～16:00）

- 1 「総務省による制度説明」
- 2 「制度を活用している企業の担当者様による事例紹介」
- 3 「自治体担当者様から起業人募集についてプレゼン」

**12自治体**から**15名程度**（企業派遣型）募集予定

※観光振興、自治体DX、地域産品開発等の人材

## 第2部 Zoomブレイクアウトルーム（16:00～17:00 20分×3セット）

- 4 「自治体担当者様と企業担当者様により、  
個別のブレイクアウトルームにより、質疑応答」

※詳細は後日総務省HP等でお知らせいたします。



くらしの中に

総務省

# 大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト (ふるさとミライカレッジ (仮称))

地域政策課

## 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

### 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

#### 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

##### （1）デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開

急速に進行する少子高齢化・人口減少を克服し、住民が豊かさや幸せを実感できる持続可能な地域社会を構築するためには、新技術を徹底活用して地域の社会課題を解決し、東京一極集中の是正や多極化を図るとともに、地方から全国への成長につなげていく必要がある。このような認識の下、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、人口減少、東京一極集中、地域の生産年齢人口の減少や日常生活の持続可能性の低下等の残された課題に対応するため、**女性・若者にとって魅力的な地域づくり等地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力に後押しし、国民的議論の下、強い危機感を持って地方創生の新展開を図る**。デジタルの力を活用して地方創生を加速させるとともに、行政区域にとらわれず暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏の形成や地方と東京の相互利益となる分散型国づくり等を進め、デジタル田園都市国家構想を国土形成に展開する。

## 地方創生 10 年の取組と今後の推進方向（令和6年6月10日）（抄）

### 2 残された課題、新たな課題と今後求められる取組方向

#### 【課題】

東京圏への過度な一極集中については、まち・ひと・しごと創生法が公布・施行された 2014 年における東京圏への転入超過数は約 10.9 万人であったが、その後、東京圏への人の流れが強まり、新型コロナウイルス感染拡大前の 2019 年には約 14.6 万人となった。新型コロナウイルス感染症の影響もあって、2020 年には約 9.8 万人、2021 年には約 8 万人まで減少したが、2022 年は約 9.4 万人、2023 年は約 11.5 万人となるなど、東京圏への人の流れが再び強まりつつある。**特に、進学や就職を契機として 10 代後半及び 20 代の若者の転入超過が続いており、その傾向は男性よりも女性において顕著である。**（略）

#### 【取組方向】

地方への人の流れを力強いものにするため、これまで進めてきた地方移住、企業の地方移転、地方への国内投資の促進、地方大学・高校の魅力向上等については一層効果的に取り組むとともに、テレワークを活用して地方の課題解決を図る官民共創の取組も充実させる必要がある。**さらに、東京圏への一極集中の主な要因である女性・若者に着目し、女性・若者の人生設計において地方での生活が選択されるよう、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出や、結婚・出産や子育て環境の充実、アンコンシャス・バイアス（性別による無意識の思い込み）の解消等、女性・若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた検討を女性・若者の視点から行っていく必要がある。**（略）

## （二）日本全体の活力を取り戻す

### （地方創生2.0）

地方創生は、日本の活力を取り戻す経済政策であり、そして多様性の時代の国民の、多様な幸せを実現するための社会政策です。元気な地方から元気な日本を作る試みは、多くの点となって息づいていますが、未だ全国的な広がりには欠けています。これを集めて面にして、やがては日本中の皆様に、「面白い」、「楽しい」という思いを広げていかなければなりません。

- ・ **宮崎県小林市では、フランス語かと思わせるような地元の方言を使うなど、ユニークな我が「まち」紹介動画を作成し、話題となりました。これは、市の職員が学生とともにアイデアを出したものでした。故郷（ふるさと）を離れてしまう前に、故郷（ふるさと）に誇りを持って欲しい、そして故郷（ふるさと）のために活躍して欲しいとの当時の市長の願いからでした。**
- ・ 鹿児島県伊仙町では、町長が集落を回り、町の財政状況を丁寧に説明した結果、高齢者の方々から、子供たちのためにもっとお金を使って欲しいとの意見ができました。出産や子育て環境を充実させ、平成十五年から平成二十四年までの間、合計特殊出生率日本一となる、「二．四二」、「二．八一」を実現しました。

これらを決して、一つの「まち」の物語にとどめてはなりません。日本中の同じ課題を抱えている皆様と、これまでの地方創生の成功事例から学び、「産官学金労言」で英知を集め、我が「まち」を輝かせるため、共に取り組んでいく所存です。デジタル技術の活用や、地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進めていきます。

「地方創生2.0」を起動し、我が国の社会や経済の起爆剤とするため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増します。新しいICT（情報通信）技術もフル活用しながら、持てるポテンシャルがまだまだ眠っている地方の農林水産業、製造業、サービス業の高付加価値化を進めるとともに、新たな重点として文化芸術・スポーツの振興にも取り組みます。来年四月に開幕する大阪・関西万博の機会も最大限に活用します。

この夏、店頭から米が一時消えたことは記憶に新しいところです。人口減少下においても、農林水産業・食品産業の生産基盤を強化し、安定的な輸入と備蓄を確保することなどを通じて、食料安全保障を確保します。農林水産業に携わる方々が安心して再生産でき、食料システム全体が持続的に発展し、活力ある農山漁村を後世へ引き継げるよう、施策を充実・強化します。

地方の取組が開花するためには、国としての環境整備も必要です。GX（グリーン・トランスフォーメーション）の例では、洋上風力、地熱や原子力などの脱炭素電源を目指して、工場やデータセンターの進出が進み、教育機関との連携などによって、新たな地域の活力に繋がる動きが始まりつつあります。投資の予見可能性を高めるため、温室効果ガスの排出削減を求めつつ、国として二十兆円規模の先行投資支援を行い、官民で百五十兆円を超えるGX投資を実現します。GXによる産業構造や産業立地の将来像について、二〇四〇年に向けたビジョンを年内に示し、核となる拠点を広げていきます。エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画もまとめてまいります。

**「地方創生2.0」には、魅力ある働き方・職場づくりも重要です。男女間の賃金格差が地域によって異なる中、若者や女性が安心して暮らせる「働き方」とは何か。非正規雇用の方の正規化をどのように進めるか。時間に余裕を持ちながら正社員としての待遇を得る短時間正社員という働き方も大いに活用すべきです。女性の雇用における「L字カーブ」の解消、男性の育児休業の推進にも取り組み、社会の構造・意識の変化につなげてまいります。**

「人づくりこそ国づくり」。教職員の働き方改革や給与面を含む処遇改善などを通じて、公教育の再生を進めます。

# 地域・地方自治体と大学・学生との連携事例

地域コミュニティの  
活性化



全国3大学

## 【新潟県南魚沼市】

○大学のフィールドワーク等を通じた若者と地域住民との交流による地域の担い手づくり、若者に対して地域活性化に取り組む魅力的な大人との交流や自らの関わりしるを提供することにより移住・定住や地域課題解決プロジェクトへの参画を推進。

- 一般社団法人 愛・南魚沼みらい塾と連携し、大学のフィールドワークやふるさとワーキングホリデーの受入れを積極的に実施。
- 若者との交流や若者からの課題提起を踏まえて、地域住民が積極的に地域づくり活動に参画
- 3大学（明治大学、専修大学、大正大学）から学生が地域を訪れ、若者の中には、地域おこし協力隊として移住する者や、地域の課題解決プロジェクトに参画する者が出てきている。



地域おこし協力隊



大学生による起業プログラム

空家活用等



全国8大学

## 【岐阜県中津川市】

○建築を学ぶ学生が全国から集まり、「加子母木匠塾」として、空き家の改修、祭り櫓などの製作を通じて山村文化の継承や自然環境の推進等に取り組む。

- 建築を学ぶ大学生が、伝統的な技法による建築実習を通じて、森林環境、山村の伝統文化などを学ぶ活動として1991年から開催し、今年度で30周年。
- 8大学（金沢工業大学、京都芸術大学、京都工芸繊維大学、京都大学、滋賀県立大学、東洋大学、名城大学、立命館大学）から計200～300名の学生が活動。
- 加子母むらづくり協議会が主体となって学生の受入れを行っており、現在では建築のみならず様々な分野の大学が加子母を拠点に学んでいる。



東屋の製作



空き家の改修



地域コミュニティへの参画

## 地域・地方自治体と大学・学生との連携事例

地域コミュニティの  
活性化

×

全国15大学

### 【兵庫県洲本市】

○大学生と教員が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組む。

- 2023年度は15校（京都大学、大阪大学、龍谷大学等）から254名の学生を受入れ、地域と連携したまちづくり（域学連携事業）に取り組む。
- 域学連携事業の卒業生数名が、域学連携の取組を継続・発展するための研究・活動支援を行うためNPO法人洲本域学連携研究所を設立（2024年4月）。
- 学生時代に、洲本市で域学連携事業に関わった卒業生が「地域おこし協力隊」に就任し、協力隊卒業後、市内の原木椎茸農家を継業するなど、卒業後も地域との関係継続。



学生滞在拠点

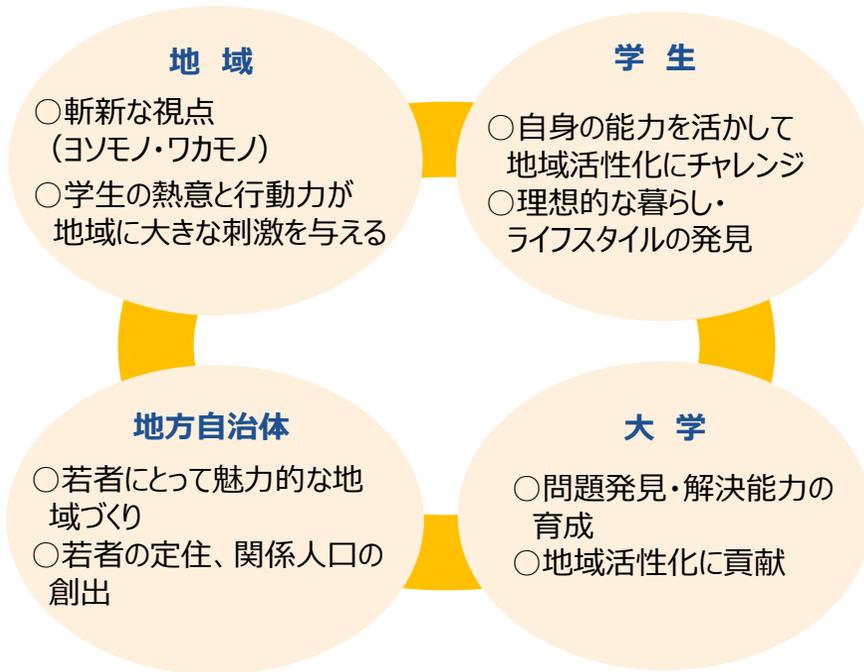


ため池フロートソーラー発電所

# 大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト

**大学等高等教育機関と地域が連携して地域課題解決プロジェクトのモデル事例の創出・横展開、プラットフォームの構築を推進。**進学を契機として東京圏への若者の転出超過が続いている中、**若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させ、地域の担い手の確保や将来的な地域おこし協力隊等への参画を推進。**

## 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの効果 ～地域・学生・地方自治体・大学の「四方よし」の取組～



### <現状と課題>

- 一部の地域において、大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが取り組まれており、地域活性化や若者の定住等の成果が上がっているが、全国的な広がりには至っていない。
- 課題としては、
  - ・地方自治体・地域・大学・学生間のプロジェクト効果の認知不足
  - ・大学・学生のフィールドワークの場はあるものの地域・自治体が活用できていない（地域・自治体の受入れのノウハウ・マンパワー不足）
  - ・大学・学生には費用負担と受入れ地域・自治体とのマッチングの困難等がある。

### <事業概要>

- ① モデル事例の創出・横展開（1.8億円）
  - ・先進事例のノウハウの分析調査 0.3億円
  - ・自治体へのモデル事業委託（プログラム策定、受入体制構築等を支援）  
定額10,000千円×15カ所＝1.5億円
- ② プラットフォーム構築（1.0億円）
  - ・ウェブサイト構築・運営、広報、セミナー開催、マッチング支援 1.0億円



## 各主体の課題、解決手法について

	大学と連携した地域課題解決プロジェクトの必要性	課題	解決方法
地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者にとって魅力的な地域づくりのためには、地域の有力者や年配者の意見だけでなく、若者の意見を十分に採り入れた地域づくりが必要だが、若者が地域にいないため、若者を呼び込む必要</li> <li>地域課題の解決のため大学の知見や大学生の担い手としての活用が必要</li> <li>将来的な地域の担い手として、移住者・関係人口を増加させる必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学と連携した地域課題解決プロジェクトの実施のためには、地方自治体が大学・地域との間の調整（目的意識の共有）、プロジェクト実施に係る予算の確保等の役割を担う必要があるが、取組の効果について認知度が不足</li> <li>関心はあるが大学へのアプローチの方法がわからない</li> <li>プロジェクト実施のノウハウ・マンパワー不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラットフォーム・コミュニティ構築による広報（認知度向上）、マッチング支援</li> <li>先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域のまちづくり会社への業務委託等）</li> <li>先進事例の横展開（プログラム策定等支援）</li> </ul>
地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域側の目的意識がなく（地方自治体の関わりがなく）大学の依頼に基づいて受け入れているケースが多く、成果が地域に還元されていない（学生の体験学習に留まっている）。このため、受入れ疲れにより取組が継続しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体との共同実施</li> <li>先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域コミュニティのキーマンとの交流（意識改革）、体験学習時に移住・関係人口化につながる機会を提供、提案ではなく課題解決の共同実施等）</li> <li>先進事例の横展開（プログラム策定等支援）</li> </ul>
学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京圏に住む若者の持続可能な地域づくりに貢献したい（56%）、地方暮らしにあこがれている（49%）という思いを実現する場がない ※トラスバンク調査（2023年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域課題解決プロジェクトに参加する機会がない</li> <li>旅費、宿泊費の負担が大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学と連携した地域課題解決プロジェクトの拡大</li> <li>プラットフォーム・コミュニティ構築による広報（認知度向上）</li> <li>地方自治体による旅費等の支援</li> </ul>
大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果の高い教育手法として、課題発見・解決型の学習機会を拡大する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入れ地域の確保が難しい（受入れ可能な自治体がわからない（現状、先生の人脈頼み））</li> <li>先生の事務負担が大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラットフォーム・コミュニティ構築によるマッチング支援</li> <li>先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域のまちづくり会社代表を臨時講師として任用等）</li> <li>先進事例の横展開（プログラム策定等支援）</li> </ul>

### 【事業概要】

地方自治体が大学等高等教育機関※<sup>1</sup>と連携し、学生のフィールドワーク※<sup>2</sup>等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトのうち以下の内容を全て含むもの。

- ア 大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくことを目的とするものであること。
- イ 若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運を醸成することを目的とするものであること。
- ウ 具体的な地域の課題の解決を目的とするものであること。

※ 1 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校

※ 2 学生が概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）、地域に滞在して実際に住民と関わりながら、地域の課題解決に取り組む活動

### [地域課題解決プロジェクトの一例]

- ・ 地域課題解決に若者の視点を取り入れるため、学生が実際にフィールドワークを行い、地域住民と連携しながら地域の強みや資源等の再発見を行うプロジェクト
- ・ 学生が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、新たな着地型観光商品の造成、商店街の空き店舗の活用、高齢者の買物の足の確保等の地域の課題解決に継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組むプロジェクト
- ・ 建築等を学ぶ学生を地域で受け入れ、空き家の改修や東屋の製作等を通じて地域文化の継承や自然環境の推進等に取り組むプロジェクト

【提案者】 次のア～ウに該当する都道府県及び市町村

ア **三大都市圏**（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。） **外の市町村**

イ **三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村**<sup>※1</sup>、**定住自立圏に取り組む市町村**<sup>※2</sup>及び**人口減少率が高い市町村**<sup>※3</sup>

ウ **都道府県（ただし、上記ア及びイの市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）**とする。

なお、地方自治体は、事前に連携する大学等高等教育機関やフィールドワークを受け入れる地域と調整を行い、実施する地域課題解決プロジェクトを提案すること。

※1 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げるアからキまでのいずれかに該当する市町村である。

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を含む。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※3 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村である。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村

【提案する事業】 次のア～カの内容をすべて満たすプロジェクトであること。

ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと。

イ 地方自治体、大学等高等教育機関、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトであること。

ウ 学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること。

エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること。

オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものであること。

カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること。

【実証事業として実施すべき事項】 次のア～エの内容を全て実施すること。

ア 地方自治体、地域、大学との連携体制の検討・構築

イ 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの計画の作成

ウ 計画に基づくプロジェクトの実践

エ 実証事業の実施過程の記録、実証事業の計画、実証事業を実施する中で把握された課題、実証事業の成果等に関する報告書の作成

**【対象経費】** 次のア～カの経費を対象とすること。

- ア 参加学生等の募集に要する経費
- イ 受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ウ 滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- エ プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- オ コーディネーター委託費
- カ プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 対象外になる経費

- ・ 参加者等の飲食に要する経費
- ・ 事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等
- ・ 本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費

## 【選定方法】

外部有識者等による書面審査等に基づき、委託候補事業を選定する。

また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。なお選定にあたっては、地域課題に応じた多様な事業を採択するため、事業内容のバランスを一定程度考慮する。

## 【選定のポイント】

委託候補事業の選定にあたっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。

なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

### ① 公募する事業の内容に対する有効性

ア 提案の内容が、大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくために効果的なものとなっているか。

イ 提案の内容が、若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運醸成を図るために効果的なものとなっているか。

ウ 提案の内容が、具体的な地域の課題の解決のために効果的なものとなっているか。

エ プロジェクトの成果が見えない・わかりにくいといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。

オ プロジェクト実施のためのノウハウ・マンパワーが不足しているといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。

カ 大学等の教員の事務負担が大きいといった大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。

キ このほか、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトにおける地方自治体・地域・学生・大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。

## ②公募する事業の内容に対する適正性

- ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業となっていないか。
- イ 地方自治体、大学等高等教育機関、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトとなっているか。
- ウ 学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）となっているか。
- エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けているか。
- オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものとなっているか。
- カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録する予定となっているか。
- キ 提案の内容が、令和7年度中に実施・完了が確実に見込まれているか。
- ク フィールドワーク等に実施にあたり、安全な実施体制が整っているか。

## ③委託事業を遂行する能力

- ア 本事業を遂行するため、必要な人員・体制を構築しているか。
- イ 本事業を実施するため、地方自治体、大学等高等教育機関、企業、その他地域住民や地域づくり団体等の関係者との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されているか。
- ウ 事業実施スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組み立てられており、年度内に委託事業の確実な実施・運営・完了が見込めるか。

## ④本事業の遂行についての効率性

事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

## ⑤その他

その他特筆すべき提案内容があるか。

# 委託契約及び事業スケジュールについて （ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑥）

## 【契約の形態】

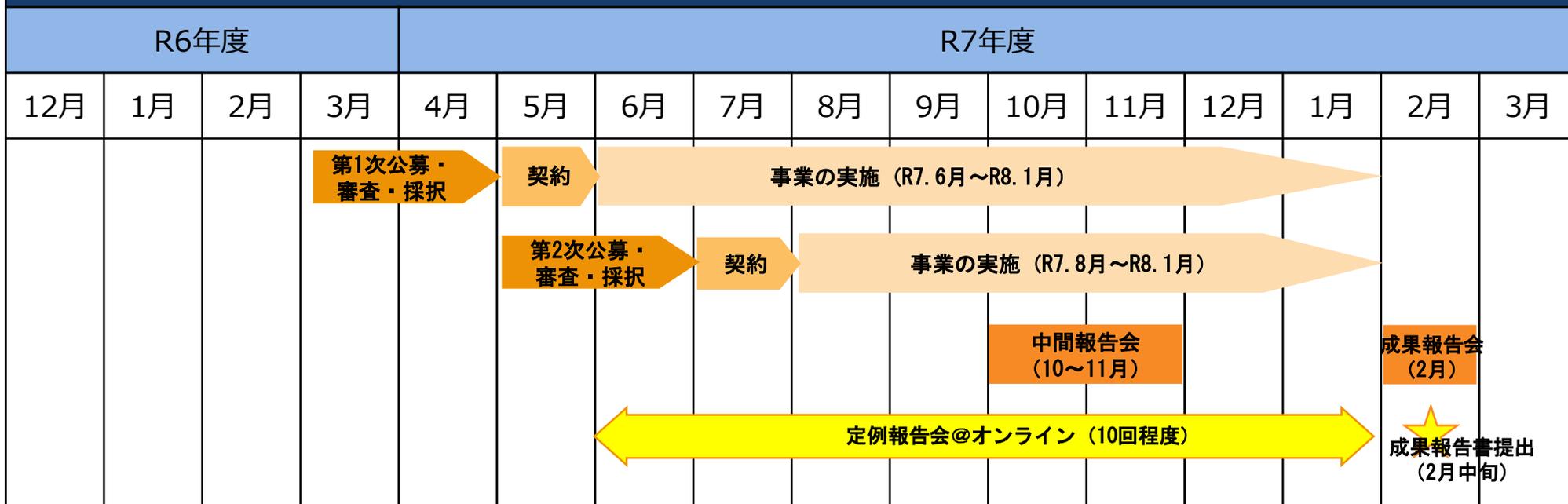
総務省の支出負担行為担当官と受託者の代表者が契約を締結する。

## 【委託費の扱い】

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時まで地方自治体と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

また、委託費は、原則として、委託事業終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うものとする。

## 事業実施スケジュール（想定）



	質問	回答
①申請する事業の対象について	<p>モデル実証事業において、地方自治体が管内の基礎自治体や地元企業等の地域課題解決の取組を補助金や交付金という形で支援をする事業は対象となりますか。</p>	<p>対象となる事業については、本資料7pの【事業概要】をご参照願います。            なお、申請主体となる地方自治体は、主体的な立場で申請プロジェクトに関わることを想定しているため、<b>管内の基礎自治体や地元企業等の地域課題解決の取組を補助金や交付金という形で支援をする事業は対象外</b>となります。(本資料7p【事業概要】及び9p【提案する事業】をご参照ください。)</p>
②申請者について	<p>申請者は地方自治体、あるいは大学等高等教育機関のいずれが申請しても問題ないのでしょうか。            また地方自治体は市町村のみが対象となるのでしょうか。</p>	<p>申請は、地方自治体が代表して申請していただけます。            なお、地方自治体は、事前に連携する大学等高等教育機関やフィールドワークを受け入れる地域と調整を行い、実施する地域課題解決プロジェクトについて申請していただく形となります。            (本資料8p【提案者】をご参照ください。)</p>
③プロジェクトの構成員について	<p>プロジェクトの実施にあたり、複数の大学・地方自治体・地元企業と連携することは認められていますか。</p>	<p>プロジェクトの実施にあたり、ミニマムな構成員として、地方自治体と大学等高等教育機関の2者が連携することを想定していますが、複数の地方自治体や大学等高等教育機関、また地元企業との連携を妨げるものではありません。(本資料8p【提案者】をご参照ください。)</p>
④委託契約について	<p>委託契約は誰と誰が締結をするのでしょうか。            また、再委託は認められるのでしょうか。</p>	<p>総務省大臣官房会計課企画官と受託者の代表者（知事）が契約を締結します。            また再委託契約は、その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができます。ただし、委託事業の全部を第三者に請け負わせることはできません。事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 再委託の金額が50万円を超えない場合</li> <li>② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類</li> <li>イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類</li> <li>ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類</li> <li>エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類</li> <li>オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類</li> <li>カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類</li> </ul> </li> </ul>
⑤地方自治体の予算措置について	<p>モデル実証事業において、地方自治体の財政負担はありますか。            また負担がない場合であっても、予算措置をする必要はありますか。</p>	<p>定額支援（上限1,000万円、10/10）となるため、地方自治体の財政負担はありません。            ただし、プロジェクトが採択された場合に、国（総務省）と委託契約を締結することから、歳入歳出予算を組んでいただく必要があり、事業スケジュールを考えると6月の補正予算までに組んでいただくのが良いのではないかと考えています。</p>

# 人口減少地域における買物サービス確保のための 地域と民間事業者の連携に関する調査連携事業

過疎対策室

# 人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

## 人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

### <現状と課題>

- 人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきた
- 一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている
- 今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

### <事業概要>

- 地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究
  - ・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査
  - ・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など



- 地域と民間事業者が連携した取組の見える化
- 地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

### <地域と民間事業者が連携した取組事例>



#### 移動販売・宅配事業の取組

- 地元住民を社員とする一般社団法人が、
- ▶ 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
  - ▶ 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）



#### 店舗設置の取組

- 地元スーパーの閉店にあたり、
- ▶ 地区振興協議会が、自治体からの支援を受けて、分庁舎内にスーパーを開設
  - ▶ 店舗の運営は、民間事業者に委託して実施



# 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に 向けたデジタル人材確保プロジェクト

地域情報化企画室

# 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト【新規】

## 概要

- 都道府県と市町村が連携したDX推進体制を令和7年度中に構築することができるよう、各自治体において取組が進められているが、一方で、取組推進に当たっての課題として、「① デジタル人材の採用に必要なノウハウが十分ではない」、「② 確保できるデジタル人材の質・量ともに十分ではない」、「③ 確保した人材の行政実務に関する基礎知識（議会对応・予算等）が不足しており、十分に活躍できない」との声も寄せられている。
- ➔ デジタル庁を始めとした関係省庁、さらには民間企業とも連携し、これらの一連の課題を一気通貫で解決し、DX推進体制の構築を強力に推進。

## 事業イメージ

### 自治体DXアクセラレータ500 プロジェクト（仮称）

#### 目的

#### 1.採用ノウハウの伝授

#### 2.人材の質・量の確保とコーディネート支援

#### 3.行政知識の獲得

#### 事業

- 総務省とデジタル庁が連携し、各都道府県の人材確保を支援。

##### 支援項目の例

- ①管内市町村の課題を洗い出し・深堀
- ②業務と人材像の明確化（ジョブディスクリプションの作成）
- ③採用工程・任用形態・管理体制の整理

- 数団体を対象に、**実際の人材確保をモデル的に伴走支援し、課題等を抽出。**
- 同時にブロック単位の説明会などで、**ノウハウ等を47都道府県に展開。**

（人材確保イメージ）



- 総務省・デジタル庁・関係省庁で連携し、市町村が求める人材のニーズを踏まえつつ、企業等をターゲットにした**広報媒体も積極的に活用。**

- **関係企業等に広く協力を呼びかけ、人材プールの候補となる企業・人材をリスト化。**



- 都道府県は、上記リストも活用しながら**人材プールを構築。**必要に応じ、総務省・デジタル庁・関係省庁は、都道府県と人材との**マッチング等をコーディネート。**

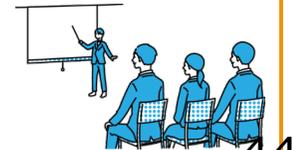
また、プールされた人材を、「**総務省・デジタル庁 自治体DXアクセラレータ（仮称）**」に任命し、ネットワーキングやキャリアパス形成等についても継続的にフォロー。**全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報。**

➔ **全国で500名の任命を目指す。**



- **基礎的な行政実務**（議会对応・予算等）に関する**研修メニュー・テキスト**を作成し、公開。

- **自治大学校等で、採用が決定したデジタル人材に対し、上記メニューに基づく行政実務研修を実施。**



# 「専門人材リスト・協力企業リスト」、「人材プール」、「自治体DXアクセラレータ」の関係性

## 人材供給源

- 個人事業主
- 民間企業
- 自治体OB/OG
- 市町村職員
- 副業人材
- 新卒・経験者採用
- ⋮
- ⋮

## 専門人材リスト・協力企業リスト (イメージ) (総務省が作成)

### 専門人材リスト

氏名	人材類型	対応可能地域
総務 花子	プロデューサー	●●地方
総務 太郎	プロジェクトマネージャー	●●県
デジタル 次郎	エンジニア・サービスデザイナー	●●県

### 協力企業リスト

社名	派遣可能な人材の類型	対応可能地域
A社	プロデューサー、プロジェクトマネージャー	●●地方
B社	プロジェクトマネージャー	●●県
C社	プロデューサー、プロジェクトマネージャー、エンジニア・サービスデザイナー	●●県

供給

## 都道府県

### 人材プール

都道府県がリストも活用しながら構築

- 常勤職員
- 任期付職員
- 非常勤職員
- 会計年度任用職員
- 委託事業者

人材プールから推薦

被推薦者を「自治体DXアクセラレータ」として登録

総務省

派遣・支援

都道府県職員として管内町村を頻回派遣するのみではなく、都道府県から市町村へ自治体派遣され、市町村職員として勤務する場合もあり。

A市

B町

C村

(名刺への記載イメージ)

●●県 総務省 自治体DXアクセラレータ

総務局 DX推進部 DX推進課

主任 総務 一郎

〒000-000  
出路橋市阿久世様1丁目1-1  
電話 (000)111-2222 Email soumu-i@pref. .lg.jp

- ✓ 総務省・デジタル庁で連携してネットワーキングや研修を実施
- ✓ 全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報

# 初任行政研修における「地方自治体実地体験」への 受け入れ市町村の推薦について

# その他（初任行政研修における「地方自治体実地体験」への受け入れ市町村の推薦について）

総行政第 250 号  
令和 6 年 11 月 13 日

各道府県担当部長 殿

総務省地域力創造グループ地域政策課長  
( 公 印 省 略 )

令和 7 年度初任行政研修における「地方自治体実地体験」への  
受け入れ市町村の推薦について

このたび、人事院公務員研修所教務部長から当職当てに、国家公務員総合職採用職員等を対象とした令和 7 年度初任行政研修の一環として行う「地方自治体実地体験」の実施に当たり、貴道府県内の市町村の御推薦について、別添のとおり協力依頼があったところです。

このカリキュラムは、採用されて間もない職員が、市町村における行政の執行について、現地で見聞し、身をもって体験するほか、住民の方々の意識等について理解を深め、国民の全体の奉仕者としての幅広い視野を養うためのものであり、政策の企画立案等の業務に従事することが想定される総合職で採用された職員にとって大変意義深いものであります。

つきましては、当該研修の趣旨を御理解いただき、人事院への貴道府県内市町村の推薦に御協力いただきますようお願いいたします。

以 上

機密性 1 情報 担当者限り

研 教 2 - 3 8  
令和 6 年 11 月 13 日

各道府県担当部長 殿

人事院公務員研修所教務部長

令和 7 年度初任行政研修における  
「地方自治体実地体験」への受入市町村の推薦について（依頼）

平素より、人事院の業務につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして、令和 6 年度初任行政研修における「地方自治体実地体験」については滞りなく実施をすることができました。これもひとえに皆様のご協力の賜と感謝申し上げます次第です。

さて、人事院では、令和 7 年度におきましても「地方自治体実地体験」を別紙 1 のとおり実施することとし、研修員を全国の市町村に派遣し、地方自治体の業務や国と地方との関係等についての理解を深めさせたいと考えております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、本研修にご協力いただける貴道府県内の市町村を別紙 2 「派遣先依頼市町村数及び推薦票」の市町村数のとおりご推薦いただければ有り難く存じます。なお、当該数を超える数の市町村の推薦が可能な場合は、その全てをご推薦いただければ幸いです。

推薦に当たりましては、お手数ですが、別紙 2 にご記入の上、令和 7 年 1 月 15 日（水）までに電子メールにてご回答くださるようお願い申し上げます。

なお、令和 7 年度については、多数に上る研修員の受入先を確保するため、令和 2 年度以来となります。過去の受入状況等をもとにご推薦いただく市町村数を別紙 2 によりお示しさせていただきました。ご推薦いただく市町村数については何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

ご推薦いただいた市町村には、人事院公務員研修所から令和 7 年 2 月下旬に、研修員派遣の実施時期等についてご連絡を差し上げ、当該市町村と当所の間で研修日程等の調整をさせていただきますので、ご了解ください。

以 上

【担当】教務部教務第二課 古田、池田  
TEL : 04-2934-1294  
E-mail : tihou-s@jinji.go.jp

# (参考) 地方交付税の活用

## 地方交付税とは

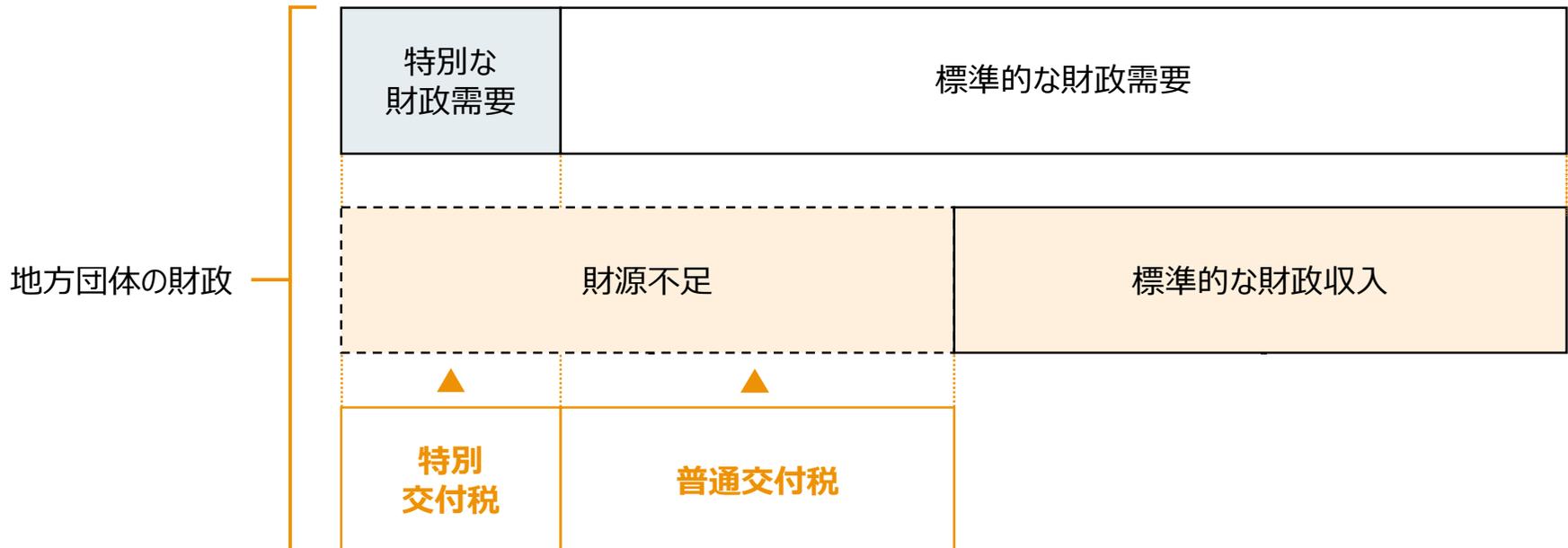
地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体間相互間の過不足を調整、均てん化

普通交付税 = 財源不足団体に対し交付 (R5 : 17兆2,594億円)

特別交付税 = 普通交付税で補足されない特別の財政需要に対し交付 (R5 : 1兆1,017億円)

(例) 地域医療 (公立病院等)、地域交通 (地方バス・離島航路等)、文化財保存、消防救急関係等

※特別交付税の措置率0.5と記載されている場合、地方自治体への特別交付税の算定において、対象事業費の5割を算定



## 施策担当者一覧・URL

施策名	担当課室	担当者	電話番号
ローカル10,000プロジェクト等の推進 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html</a>	地域政策課	中津留、金澤、北海	03-5253-5523
地域おこし協力隊の強化 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html</a>	地域自立応援課	久芝、森本、河西、 豊原、芳賀	03-5253-5391
地域活性化起業人のマッチング支援 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html</a>	地域自立応援課	金島、芳賀	03-5253-5392
大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト	地域政策課	梅谷、亀山、高木	03-5253-5523
人口減少地域における買物サービス確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査連携事業	過疎対策室	崎谷、樋口、高橋	03-5253-5536
都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト	地域情報化企画室	作井、加藤	03-5253-5525



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications